

災害時における避難行動要支援者の

避難支援について

堺市では、災害時に避難支援が必要な方の情報を共有し、避難方法等をあらかじめ考えておくことで、「災害に負けない仕組みの構築」を進めています。



携帯電話を持っていないし放送が聞こえにくいから、避難の知らせは早く教えてほしい。お隣さんに頼んでおこう。

サービス利用者さん、昼間はヘルパーさんが来られているけど、夜はどうかな。今度声をかけてみよう。



支援が必要な方の情報をお聞きして、避難所で過ごすために必要なことは何か、考えていこう。

避難行動要支援者の取組について

○この取組の目的

行政と福祉専門職が連携し、避難行動要支援者の身体等の状況や地域の実情を踏まえて、避難方法を検討し、個別避難シートを作成します。

○避難行動要支援者

堺市地域防災計画では、生活の基盤が自宅にある方のうち、次の①～⑦に当てはまる方を避難行動要支援者としています。

- | | |
|---|--|
| ① | 身体障害者手帳（1・2級）所持者（免疫障害除く） |
| ② | 療育手帳（A）所持者 |
| ③ | 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持で独居の方 |
| ④ | 要介護認定が「要介護3」以上の方 |
| ⑤ | 70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援1・2又は要介護1・2」の方 |
| ⑥ | 緊急通報装置登録者（高齢者・障害者） |
| ⑦ | 特定医療費（指定難病）受給者 |

○避難行動要支援者一覧表（※1）

上記の表の①～⑦に該当する避難行動要支援者の中で、行政や地域の支援者の方々に情報提供することに同意していただいた方を登載した名簿です。（※2）

同意された場合に共有される情報は以下のとおりです。

【共有される情報】

- ①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別
- ⑤身体の状態（歩行・会話・食事・排泄について）
- ⑥避難手段 ⑦地域の方に特に伝えておきたいこと

（※1）災害対策基本法第49条の10において、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害発生または発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成することとなっています。

（※2）災害発生時等に避難行動要支援者の生命や身体を保護するために特に必要があると認めるときは、同意の有無に関わらず名簿情報を提供する場合があります。

○個別避難シート

対象者が災害時に必要としていることや、避難場所等をまとめたものが個別避難シートです。

作成した個別避難シートは行政・避難行動要支援者・避難支援者と共有し、避難支援活動の参考にします。

○取組の流れ

① 個別避難シートを作成する避難行動要支援者の候補者を選定。
(堺市、福祉専門職)

② 避難行動要支援者へ個別避難シートの説明。作成に関する同意をいただき、状況の聞き取りを実施。

③ 個別避難シートの作成に向けた各種調整を実施。
(避難支援者、福祉専門職、協力事業所等)



④ 避難支援関係者（行政、福祉専門職、避難支援者等）により、避難方法を協議して、個別避難シート案の作成。

⑤ 避難支援関係者による避難の練習を実施。
個別避難シート案の検証・見直しを行い、完成。



⑥ 個別避難シートを共有。

(【原本】堺市・【副本】避難行動要支援者・避難支援者)

※個別避難シートを作成した旨を避難行動要支援者一覧表に記載

⑦ 作成課題の検証・改善

○Q&A

Q. 一覧表はきちんと管理してもらえますか？誰に渡されるのですか？

A. 個人情報情報の漏洩等が無いよう、必要な措置を行っています。一覧表の共有先は、自治連合会長（校区により町会長まで提供）、校区福祉委員長、自主防災組織の責任者、民生委員児童委員、消防としています。

Q. 個別避難シートを作成すれば、必ず避難のとき助けてもらえますか？

A. 個別避難シートは、ご自身の避難行動を見直していただくための方法のひとつです。

災害時は、避難を支援する方もまずは自分自身の安全確保が第一ですので、必ずしも、避難の支援を保障するものではないことをご承知おき願います。

わからないことがあれば…

堺市役所 **地域共生推進課** もしくは **防災課** までご相談ください。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

○避難行動要支援者の取組については

堺市役所本館 7階 【健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課】

（電話）072-228-0375

○災害リスク・防災対策については

堺市役所本館 3階 【危機管理室 防災課】

（電話）072-228-7605